

SSBJの審議動向

(第43回サステナビリティ基準委員会)

有限責任 あずさ監査法人



サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2024年11月14日、第43回サステナビリティ基準委員会を開催しました。本稿では、審議で取り扱われた主要な論点の検討状況をまとめています（本稿は、同日時点の情報に基づいて記載していません）。

SSBJは、2024年3月29日に、日本のサステナビリティ開示基準の公開草案（以下、公開草案という）を公表し、広くコメント募集を行いました（コメント期限：2024年7月31日）。公開草案に対しては、様々な利害関係者から100通を超えるコメントが寄せられており、SSBJでは、当該コメントを踏まえ、その対応について再審議しています。

2024年11月14日に開催された第43回サステナビリティ基準委員会で審議された論点は、以下の通りです。

審議された論点

1. 適用基準案70項に関する検討
2. 適用基準案71項に関する検討 *
3. 測定アプローチに関連する開示の検討 *
4. ファイナンスド・エミッション *
5. コメント対応表

*：審議において、公開草案の内容を一部変更することが提案されている項目

本稿では、このうち、上記2～4（下線項目）について、解説します。

(参考) 上記の他、以下の変更に関する再公開草案の文案（非公開）が検討されています。

- サステナビリティ関連財務開示の報告期間と、温室効果ガス（GHG）排出量の算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に合わせることにする変更（[第42回SSBJの審議状況](#)「気候基準案53項および54項に関する検討」参照）
- サステナビリティ関連財務開示の報告期間と、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に合わせることにする変更（本稿[適用基準案71項に関する検討](#)参照）

1. 適用基準案71項に関する検討

SSBJの審議（事務局の提案）	公開草案からの変更	公開草案の条文
(1) サステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間と、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整し、報告期間に合わせることを求める（適用基準案71項を削除する）。	有	適用基準案 ¹ 71項
(2) 解説記事において、(1)における「期間調整のための合理的な方法」に関する情報を提供する。	-	-

法令の要請に基づく指標の算定期間と報告期間が異なる場合の取扱い

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、企業が活動する法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合、所定の要件をすべて満たすときは、異なる期間を対象とした情報について報告することを容認するSSBJ基準²独自の取扱いを提案していました（適用基準案71項）。

これに対して、利害関係者からは、情報の有用性の観点から同意しないといったコメントや、ISSBTM基準³からの逸脱は比較可能性等をグローバル・ベースで脅かす可能性があるとのコメントが寄せられました。

（審議の方向性）

指標の算定期間の考え方については、前回（第42回）のサステナビリティ基準委員会において、GHG排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に合わせるとする方向性が示されました。この考え方の整合性を図るため、法域の法令の要請により報告される指標の報告のための算定期間についても、合理的な方法により期間調整し、報告期間に合わせることを求める方向性で検討されています。

また、「期間調整のための合理的な方法」については、具体的にどのように行えばよいのかわからないという一部の作成者の懸念に対処するため、解説記事で情報を提供する方向性で検討されています。

なお、この変更案については、特に作成者に対して影響が大きいと考えられるため、GHG排出量の算定期間と報告期間が異なる場合の取扱いを定める気候基準案⁴の変更案と併せて、公開草案を再度公表することが検討されています。

（審議資料）[第43回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A1-3](#)

1 サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（以下同様）
 2 SSBJが公表するサステナビリティ開示基準（以下同様）
 3 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する「IFRS[®]サステナビリティ開示基準」（以下同様）
 4 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（以下同様）

2. 測定アプローチに関連する開示の検討

SSBJの審議（事務局による提案）	公開草案 からの変更	公開草案の 条文
(1) スコープ1およびスコープ2のGHG排出について、報告企業（連結財務諸表を作成している場合、非連結子会社を除く）に関するものと、その他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならない。	無	気候基準案 55項
(2) 気候基準案51項本文に従い、GHGプロトコル ⁵ を用いてGHG排出を測定するにあたり、報告企業が連結財務諸表を作成している場合の親会社（連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合には、個別財務諸表を作成する企業）は、報告企業として報告するGHG排出量を <u>集計する⁶範囲</u> を決定する方法について、次のうち1つを選択しなければならない。 ① 持分割合アプローチ ② 経営支配力アプローチ ③ 財務支配力アプローチ	有 (下線部変更)	気候基準案 62項
(3) 「GHGプロトコルとは異なる方法」を用いてGHG排出を測定する場合には、GHG排出の測定アプローチについて、次の事項を開示しなければならない。 ① <u>GHGプロトコルとは異なる方法を要求している法域の法令または企業が上場する取引所の名称および取引所の規則の名称⁷</u> ② ①の異なる方法を選択した理由 ③ <u>適用した測定アプローチ⁸</u> ④ ③を選択した理由 ⑤ ③において選択した測定アプローチが、どのように気候関連の指標および目標に関する開示目的と関連しているか ⑥ 当報告期間において③を変更した場合、その変更の内容および変更の理由	有 (下線部変更)	気候基準案 64項
(4) 解説記事において、測定アプローチに関する情報を提供する。	-	-

測定アプローチに関連する開示（上記(2)(3)）

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、報告企業として報告するGHG排出量を集計する範囲を決定するにあたり、GHGプロトコルで示される3つの測定アプローチ（持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ、財務支配力アプローチ）のいずれかを選択したうえで、選択した測定アプローチやその選択理由等の開示を求めることとしていました（気候基準案62項から64項）。

これに対して、GHGプロトコルとは異なる方法を用いてGHG排出を測定する場合には、GHGプロトコルにおける3つの測定アプローチ以外の集計アプローチを適用することも考えられるとのコメントが寄せられました。

5 温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）（以下同様）

6 報告企業とGHG排出の集計範囲の関係を明確化するための修正提案

7 第42回サステナビリティ基準委員会の審議に基づく変更

8 GHGプロトコルにおける3つの測定アプローチ（持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ、財務支配力アプローチ）に限定しないものとする

(審議の方向性)

上記のコメントを踏まえた審議の結果、気候基準案62項および64項の定めを修正し、GHGプロトコルとは異なる方法によりGHG排出を測定する場合の測定アプローチは、GHGプロトコルにおける3つの測定アプローチに限定されないことを明確化する方向性で検討されています。

なお、本論点は、SSBJ基準を公表した数年後に、国際的な開示の傾向を踏まえ、基準の修正が必要かどうかを検討する対象となるとしています。

(審議資料) [第43回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-1](#)

3. ファイナンスド・エミッション

SSBJの審議（事務局による提案）		公開草案からの変更	公開草案の条文
(1)	報告企業が次の1つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 資産運用に関する活動 ● 商業銀行に関する活動 ● 保険に関する活動 	無	気候基準案60項
(2)	(1)の活動の定義を、 <u>SSBJ基準独自の選択肢</u> である気候基準案61項に移管し、次の通り定める。 <ul style="list-style-type: none"> ● 報告企業が(1)の活動を行っているか否かを判断するに当たり、次の定義を用いることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 「資産運用に関する活動」：機関投資家、個人投資家および富裕層の投資家のために手数料または報酬と引換えにポートフォリオを運用する活動 ② 「商業銀行に関する活動」：預金を受け入れ、個人および企業に対して融資を実行したり、インフラ、不動産およびその他のプロジェクトに対して融資を実行する活動 ③ 「保険に関する活動」：保険関連の商品（伝統的なものも非伝統的なものも含む）を提供する活動 ● 上記の活動を行う場合であっても、これらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションの追加的な情報を開示しないことができる（「開示しないことを選択する場合、その旨を開示しなければならない」旨を削除する）。 	有	気候基準案61項、C4項-C6項
(3)	「資産クラス」に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量の開示にあたり、「 <u>その他の資産</u> 」クラスを追加して開示する場合には、追加の資産クラスを含める理由の説明を含めることとする。	有（ISSB基準に合わせた修正）	気候基準案C8項、C9項
(4)	結論の背景に、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を要求する背景（IFRS S2号B58項の定め）を追加する。	有	-
(5)	解説記事において、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示に関する情報を提供する。	-	-

追加的な情報の開示を要する「活動」の定義（上記(2)）

（公開草案に寄せられた主なコメント）

公開草案では、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示対象を明確化するため、ISSB基準では明示されていないものの、資産運用、商業銀行および保険に関する「活動」の定義を定めることを提案していました（気候基準案4項からC6項）。さらに、これらの活動を業として営むことについて法律等の規制を受けていない場合には、当該開示をしないことを容認するSSBJ基準独自の取扱いを設けていました（気候基準案61項）。

この定義を追加的に定める提案に対しては、直接的に反対のコメントは寄せられていないものの、全般的にISSB基準との差異になり得る変更は行うべきではない等のコメントが寄せられました。

（審議の方向性）

「活動」の定義を定めることはISSB基準との差異になり得ると考えられる一方で、定義を定めずにISSB基準の要求事項をそのまま取り入れた場合、開示の多様化や不明確な定めに対応するためのコストや労力に対する懸念に対処できないため、ISSB基準の要求事項をそのままの形で取り入れないことに相応の理由が認められるとの考え方が示されました。このため、再審議では、SSBJ基準独自の選択肢として、資産運用、商業銀行および保険に関する「活動」の定義を定め、これらに該当する活動を業として営むことについて法律等により規制を受けていないときはファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことを容認するSSBJ基準独自の取扱いは維持する方向性で検討されています。

なお、本論点は、SSBJ基準を公表した数年後に、国際的な開示の傾向を踏まえ、基準の修正が必要かどうかを検討する対象となるとしています。

（審議資料） [第43回サステナビリティ基準委員会審議資料—審議事項A2-2](#)

(参考) これまでの審議の状況

審議	論点
第37回サステナビリティ基準委員会 (2024年8月21日)	開発にあたっての基本的な方針
第38回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月5日)	産業横断的指標等 (気候関連のリスク及び機会)
	産業横断的指標等 (資本投下)
	産業横断的指標等 (報酬)
	用語の修正 (「金額」)
第39回サステナビリティ基準委員会 (2024年9月19日)	ガイダンスの情報源における「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱い
	IFRS S1号B4項及びB5項に相当する定め取扱い
第40回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月3日)	スコープ1およびスコープ2温室効果ガス (GHG) 排出に関する開示
	スコープ3GHG排出に関する開示
	スコープ1、スコープ2およびスコープ3のGHG排出の絶対総量の合計値の開示
	GHGの種類別の開示
	GHG排出の測定に用いる排出係数
	内部炭素価格
	表示単位および端数処理
第41回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月16日)	レジリエンスの評価
	公表承認日および後発事象
	法令で別段の定めを置いている場合
	期中に企業結合が生じた場合
第42回サステナビリティ基準委員会 (2024年10月30日)	気候基準案51項に関する検討
	地球温暖化係数に関する取扱い
	気候基準案53項および54項に関する検討
	気候基準案52項および64項に関する検討
	つながりのある情報と後発事象
	コメント対応表

■ 関連資料紹介

- [【書籍】Q&Aでわかる IFRSサステナビリティ開示基準](#)
- [【書籍】サステナビリティ経営・開示のための GHG排出量算定ガイドブック](#)
- [SSBJの審議動向](#)
- [サステナビリティ開示基準／その他開示制度](#)

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

KPMG Japan Insight Plusは、KPMGジャパンの会員制ウェブサイトです。

記事、動画、セミナー、メールマガジン等を通じ、ビジネスのプラスとなるインサイト（洞察・考察）を会員の皆様にお届けします。

■ KPMG Japan Insight Plusのコンテンツ例

- IFRS®サステナビリティ開示基準への対応セミナー第1回～第3回（動画）
- IFRS S1号・S2号の導入における実務上のポイント
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ開示基準が求めるガバナンスとリスク管理
- 「IFRS S1号・S2号導入実務解説」セミナー サステナビリティ情報に関するプロセス整備
- プライム市場上場を確実にするための最先端の「コーポレートガバナンス・コード」及び「サステナビリティ開示」への対応～2大テーマの勘所を押さえる！

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

あずさ監査法人トップページ ([Link](#))

■ **会計・開示コンテンツ** ([Link](#))

■ **日本基準** ([Link](#))

■ **IFRS会計基準** ([Link](#))

■ **米国基準** ([Link](#))